

子どもがいる生活保護受給者のみなさんへ

# 児童手当制度の改正に伴い、 収入認定の方法が変わります

## 変更内容の概要

下表のとおり、令和6年10月分以降の児童手当の支払日、金額等が変更となります。家庭状況に応じて申請手続きが必要となる場合がありますので、市子ども育成課より送付されている令和6年8月1日付け事務連絡【「令和6年度児童手当制度の変更」についてのお知らせ】にてご確認ください。

	【現行】令和6年9月分まで ※令和6年10月15日支払分まで	【改正後】令和6年10月分以降 ※令和6年12月13日支払分以降			
支給対象	中学校修了までの児童 (15歳到達後の最初の年度末まで)	高校生年代までの児童 (18歳到達後の最初の年度末まで)			
対象者の数え方	高校生年代(18歳年度末)まで  【例】子が4人いる場合 ・20歳(大学2年生)…対象外 ・18歳(高校3年生)…【第1子】 ・15歳(中学3年生)…【第2子】 ・12歳(小学6年生)…【第3子以降】	22歳の年度末まで ※親等の経済的負担がある場合  【例】子が4人いる場合 ・20歳(大学2年生)…【第1子】 ・18歳(高校3年生)…【第2子】 ・15歳(中学3年生)…【第3子以降】 ・12歳(小学6年生)…【第3子以降】			
支払期月 支給日：原則各期月の15日	3回(2月, 6月, 10月) ※4カ月分をまとめて支払い 【例】令和6年6~9月分：10/15支給	6回【偶数月】 ※2カ月分をまとめて支払い 【例】令和6年10~11月：12/13支給			
★マーク部分が変更部分	第1子・第2子	第3子以降(多子)	第1子・第2子	第3子以降(多子)	
手当月額	3歳未満	15,000円	15,000円	15,000円	★30,000円
	3歳~小学校修了まで	10,000円	15,000円	10,000円	★30,000円
	中学生	10,000円	10,000円	10,000円	★30,000円
	高校生年代	支給対象外	支給対象外	★10,000円	★30,000円

その他詳細については、市ホームページ(下記URLまたはQRコード参照)でも確認いただけます。

市ホームページ「高校生年代までのこどものいる家庭への手当・医療費助成」

…<https://www.city.ome.tokyo.jp/soshiki/33/39.html>



△市ホームページ

## 収入認定方法の変更

詳細は裏面を確認してね♪

令和6年2~5月分(6/15支給分)までは支払額を4カ月で分割認定していましたが、令和6年6~9月分(10/15支給分)以降は支払回数が年6回(偶数月)となるため、支払額を2カ月で分割認定します。詳細については、裏面にてご確認ください。



問合せ(市役所代表 ☎0428-22-1111)

- ▷児童手当制度(支払額・支払日等)について…子ども育成課手当・医療係
- ▷児童手当の収入認定・その他生活保護制度について…生活福祉課

# 令和6年10月分以降の児童手当の収入認定方法

児童手当	支払対象年月	令和6年6月	令和6年7月	令和6年8月	令和6年9月	令和6年10月	令和6年11月
	支払年月日	令和6年6～9月分を10/15に支給				令和6年10～11月分を12/13に支給	
収入認定	認定年月	令和6年10月		令和6年11月		令和6年12月	令和7年1月
	認定内容	10/15支給分(4カ月分)を2カ月(令和6年10月～11月分)で分割認定				12/13支給分(2カ月分)を2カ月(令和6年12月～7年1月分)で分割認定	



支払回数が3⇒6回に変更となり次回支給日が12/13となるため、4カ月分(6～9月分)を2カ月(10～11月)で分割認定します。  
 これにより、令和6年10、11月の収入認定額が増加するため、保護費支給額が減少します。  
 ただし、毎月の生活費(保護費+収入)の変動はありません。

## 多子加算の増額分は収入認定の対象外です

児童手当制度の改正に伴い、第3子以降(多子)加算の増額分は収入認定の対象外となります。

児童手当支払月額【第3子以降(多子)部分のみ抜粋】

区分	現行	改正後	増額分
3歳未満	15,000円	30,000円	15,000円
3歳～小学校修了まで	15,000円	30,000円	15,000円
中学生	10,000円	30,000円	20,000円
高校生年代	支給対象外	30,000円	※20,000円

※高校生年代は10,000円を収入認定、20,000円を認定除外とします。



●多子加算適用時の収入認定例  
 第3子以降の「3歳未満」が1名、「中学生」が1名いる場合…

改正後は30,000円+30,000円=月額60,000円が支払われるが、生活保護制度上、収入認定するのは増額分(35,000円)を差し引いた25,000円のみとなります。(現行時より35,000円多く手元に残ります)

## 【参考】ある世帯での生活保護費支給額の推移

- ・最低生活費：100,000円、収入：児童手当のみ、
- ・子どもの状況：【A】20歳(大学2年生)、【B】19歳(大学1年生)、【C】15歳(中学3年生)



児童手当	支払対象年月	令和6年6月	令和6年7月	令和6年8月	令和6年9月	令和6年10月	令和6年11月
	手当月額	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	30,000円	30,000円
	支払額・支払日	40,000円・令和6年10月15日				60,000円・令和6年12月13日	
収入認定	10/15支給の40,000円を令和6年10、11月(2カ月)で分割認定				12/13支給の60,000円のうち、増額分40,000円以外の20,000円を令和6年12月、7年1月(2カ月)で分割認定		
生活保護費	支給年月	令和6年10月		令和6年11月		令和6年12月	令和7年1月
	最低生活費(A)	100,000円		100,000円		100,000円	100,000円
	収入(B)	20,000円		20,000円		10,000円	10,000円
	支給額(A-B)	80,000円		80,000円		90,000円	90,000円
収入認定除外額(児童手当増額分)	—		—		20,000円	20,000円	

⇒この世帯の場合、令和6年10、11月分(令和6年12月13日支払分)以降は、【A】を第1子、【B】を第2子、【C】を第3子と数えるため多子加算が適用され、現行時と比較し、月額20,000円多く手元に残るようになります。